

少年法の適用年齢引下げに改めて反対する声明

- 1 現在、法制審議会において少年法の適用年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることが議論されている。
- 2 当会は平成29年12月20日付で少年法適用年齢引下げに反対する会長声明を発表した。反対の理由は、少年事件に対する認識の乖離、公職選挙法や民法と少年法とでは対象年齢を画する趣旨が根本から異なること、現行制度こそ18歳、19歳の少年の更生に資するものであること、であった。
ところが、現在の法制審議会においても、これらの理由付けに対抗する適用年齢引下げの必要性はいまだ論証されていない。
- 3 法制審議会においても現行少年法が有効に機能していることは共通認識となっているものの、なお少年法適用年齢引下げの理由として挙げられているのは、①民法上の成年年齢との統一性の確保、②保護主義に基づく処分に対する躊躇、③少年法の対象外となる若年者に対する「新たな処分」での対応等である。
- 4 まず、法律の適用年齢が、当該法律の立法趣旨等に照らして個別具体的に検討されるべきものであることは論を俟たない。事実、平成30年6月には民法の成年年齢を18歳に引下げる内容の改正法が成立した一方、飲酒・喫煙、公営ギャンブル等に関する各法律については、現行の適用年齢（20歳未満）が維持されることとなった。これは、健康被害防止や青少年保護の観点から民法上の成年年齢との差異を設けたものであって、少年法についても、健全育成の理念（少年法1条）によって適用対象年齢が定められるべきものであるから、民法上の成年年齢と一致させなければならない理由は無いはずである。
- 5 次に、保護主義による国家の介入には、様々な事情が考慮される。上記飲酒・喫煙、ギャンブルの禁止も、健康被害防止や青少年保護の観点から民法上の成年者への介入を許容するものである。少年法による介入は、未成熟で可塑性の高い少年に対し更生の機会を与え、非行に陥ってしまった環境からの社会復帰を促す効果が期待できるものであって、民法上の成年者であっても、そのような少年たちを保護処分の対象とすることは過剰な介入にはなりえない。
- 6 そして、少年法適用年齢引下げによって少年法上の処遇が受けられなくなる18歳・19歳の若年者に対しては、代替手段として、起訴猶予後に家庭裁判所、少年鑑別所での調査・鑑別を経て、保護観察処分とする等の、「新たな処分」の新設が議論されている。
しかし、「新たな処分」はあくまでも犯罪に対する非難と再発防止のための調査・鑑別に過ぎず、教育として個別の処遇をしている現行少年法制度の代替制度には到底なりえない。また、現行少年法制度が全件送致主義を採用してい

ることから、全ての事件について家庭裁判所調査官による調査がおこなわれるのに対し、「新たな処分」は一定の事件についてのみ上記調査が実施されるにとどまるため、個々の少年の資質と生活環境に焦点があたらない場合があるという点において、現行少年法制度の方が優れているのは明らかである。

それのみならず、上記「新たな処分」という代替手段を検討していること自体が、18歳・19歳の若年者に対しては保護主義に基づいた処遇を行う必要性があることを認めているに等しく、少年法適用年齢引下げの合理的理由がないこと、法制審議会での議論が少年法適用年齢引下げを前提とした、いわば結論ありきのものとなっていることが明らかなのである。

- 7 以上のとおり、現行少年法は18歳・19歳の若年者にとっても有効に機能しているばかりか、少年法適用年齢引下げには全く理由がなく、当会は改めて少年法適用年齢引下げに断固として反対する意見を表明する。

以上

令和元年9月20日

佐賀県弁護士会
会長 奥田 律雄